

○大刀洗町議会答弁事項の対応状況調査実施要綱

(平成26年3月10日議会要綱第2号)

(目的)

第1条 この要綱は、議会定例会で議員の一般質問に対する、町長等の答弁とその後の対応を調査して公表することにより、住民への説明責任を果たすことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この調査の実施主体は大刀洗町と大刀洗町議会が共同で行う。

(対象とする答弁事項)

第3条 議会定例会において、議員の一般質問で町長等が「検討する」旨の答弁を行った質問（以下「議会答弁指定事項」という。）を調査の対象とする。

(調査対象の申出)

第4条 前条により議会答弁指定事項を質問した議員は、別紙様式「議会答弁事項の対応状況調書」を当該議会定例会終了後、10日以内に議長に提出するものとする。

2 議長は、前項により提出のあった「議会答弁事項の対応状況調書」を町長へ送付するものとする。

(報告の義務)

第5条 町長は、議長より送付のあった議会答弁指定事項については、対応方針又は進捗状況を「議会答弁事項の対応状況調書」により報告するものとする。

2 前条により「議会答弁事項の対応状況調書」の提出がなかった、議会答弁指定事項は報告の義務がないものとする。

3 町長は、「議会答弁事項の対応状況調書」により報告したもので「検討中・対応中」と記載した「議会答弁指定事項」は、最終結論が出るまで報告するものとする。

(報告の時期及び方法)

第6条 町長は、答弁を行った次の議会定例会までには、議会へ報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長及び議長が協議のうえ定める。

議会答弁事項の対応状況調書（第4条関連）

[別紙参照]

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年第17回議会定例会（3月）から適用する。

議会答弁事項の対応状況調書

平成 年 第 回 月 定例会	議員名	
質問年月日	平成 年 月 日	
質問項目		
【質問要旨】		
担当課	課	
【答弁要旨】		
【答弁者：】		
【対応方針・進捗状況】		
対応済 (平成 年 月 日現在)		
検討中		
対応中		
実施不可		